

制限付一般競争入札発注情報(委託)

公 告 日	令和 7 年 7 月 2 日		
業 務 番 号	2025065600		
件 名	令和7年度 加東市滝野地域小中一貫校家屋調査業務委託		
場 所	加東市下滝野334番地ほか		
概 要	加東市立滝野中学校周辺の家屋調査業務 5棟		
	※詳しくは設計図書等を参照すること		
履 行 期 間	契約締結日の翌日 から 令和 7年10月31日 まで		
入 札 方 式	制限付一般競争入札(事後審査型)		
入 札 日 時	令和 7年 7月22日(火) 9時00分 から 令和 7年 7月23日(水) 15時00分 まで		
開 札 日 時 場 所	令和 7年 7月24日(木) 9時50分 (予定) 加東市役所3階302会議室		
入 札 保 証 金	免除		
契 約 保 証 金	加東市契約規則第29条の規定による		
最 低 制 限 価 格	適用		
前 払 金	無		
部 分 払 金 等	無		
設 計 図 書 等	加東市ホームページ(入札・契約情報)からダウンロードしてください		
入札参加条件		☐ 公告日現在で「令和7年度加東市測量及びコンサルタント等業務入札参加資格者名簿」に登録されていること	
	地域要件	☐ 公告日現在で兵庫県内に本店又は支店等を有する者	
	対象ランク等	☐ 補償コンサルタント登録規程に基づく「事業損失部門」の登録がある者	
	その他	☐ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に基づく加東市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと	
		☐ 入札参加申込期限日において、加東市の指名停止基準に基づく指名停止を受けておらず、同基準に基づく指名停止の措置要件に該当しないこと	
☐ 公告日現在で、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと			
☐ 加東市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年加東市条例第22号)第2条(第4号を除く。)に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと			
制 限 付 一 般 競 争 入 札 参 加 申 込 書	加東市ホームページ(入札・契約情報)からダウンロードしてください		
入札参加資格 確 認 資 料	申込期間	令和 7 年 7 月 11 日(金) 17 時 15 分 まで ※制限付一般競争入札参加申込書に申込者名等を入力し電子入札システムにより送信すること	
	提出書類	☐ 制限付一般競争入札参加申込書兼誓約書	
		☐ 補償コンサルタント登録規程に基づく「事業損失部門」の登録が確認できる登録証の写し	
設 計 図 書 等 に対する質問	質問の 受付方法	質問書の受付はE-mail(nyusatsu@city.kato.lg.jp)のみ ※様式は加東市ホームページ(加東市一般(指名)競争入札関係【様式】)からダウンロードしてください	
	質問の 受付期間	令和 7 年 7 月 17 日(木) 17 時 15 分 まで 【送信後に必ずTEL(0795-43-0414)連絡のこと】	
	質問の 回答方法	入札日の前日までに、電子入札システムに登録されているE-mail(紙入札の場合は登録されているFAX番号)あてに一斉回答	

そ の 他	□この公告に定めのないことについては、加東市契約規則及び加東市電子入札運用基準の規定による □入札の参加申込みについて 入札への参加を希望する者は、入札参加申込期間内に兵庫県電子入札共同運営システムから入札参加申込みを行う際に「制限付一般競争入札参加申込書兼誓約書」を添付し、提出してください(事後審査のため、入札参加申込時に入札参加資格確認資料の添付は不要)。 □入札参加資格確認資料の提出 開札後、落札候補者は、市が指定した期限日までに入札参加資格確認資料(制限付一般競争入札参加申込書兼誓約書を除く。)を加東市総務財政部管財課(加東市役所4階)に持参又はE-mail(keiyaku@city.kato.lg.jp)で提出してください(送信後に必ずTEL(0795-43-0414)連絡のこと)。 □紙入札について 加東市電子入札運用基準第11条の規定に基づき、紙入札による入札参加を希望する者は、入札参加申込期間内に「紙入札承認申請書」、「入札参加資格確認資料(制限付一般競争入札参加申込書兼誓約書を含む。)」及び「長形3号封筒(320円分の切手を貼付し、返信先を記入すること)」を加東市総務財政部管財課(加東市役所4階)まで提出(持参のみ)してください。 □入札について 入札金額は、必ず「税抜き」の金額としてください(紙入札の場合も同様)。 □積算内訳書 入札時に積算内訳書(任意様式)を提出してください。ただし、積算内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額を拘束するものではありません。
--------------	--